



第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第11条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第12条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

沖縄県名護市字呉我433番地

東 邦治

沖縄県名護市字宮里957番地1 ベルク宮里303号

大城 正光

沖縄県名護市字呉我429番地

宮里 郁良

(法令の準拠)

第13条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上一般社団法人アトリエみらい設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成23年 1月 6 日

設立時社員 東 邦治

同 上 大城 正光

同 上 宮里 郁良

